

事業名	消費生活安心推進事業	事業期間	昭和 6 2 年度～平成 年度	上位の施策名	県民生活の安定と向上
				担当課・局・室名	県民生活・男女共同参画課

[目的、現状・課題]

目的	対象	消費者（県民）	現状・課題	高齢者や若者を標的とした悪質商法が横行し、消費者被害が複雑化・深刻化する中、市町村における相談体制の充実・強化への支援や、消費者の自立を支援するための教育・啓発など、総合的な消費者行政を進める必要がある。
	意図	消費生活の安心を確保する		

[事業の実施状況]

(単位：千円)

活動名	活動内容	執行形態	事業主体	コスト	20年度	21年度	22年度	23(予算)
市町村消費生活相談窓口等の体制整備	市町村相談窓口の整備・拡充、消費者被害防止のための啓発等(18市町村)	直接補助	県	総コスト	23,224	160,755	92,850	124,773
消費生活相談員等の配置	消費生活相談員(4市4人)、法執行専門員・消費者啓発等専門員の配置(県2人)	直接実施・直接補助	県・市	事業費	3,224	140,755	72,850	104,773
消費生活相談員の養成	消費生活相談員を養成する講座の開催(研修生15人)	全部委託	県	うち一般財源	3,224	2,351	294	578
消費生活相談窓口の周知	マスメディア等による県、市町村消費生活相談窓口等の周知	全部委託	県	人件費	20,000	20,000	20,000	20,000
消費者教育・啓発	消費者ウィーク講演会・特別啓発講座、消費力養成講座、啓発DVD等作成	一部委託	県	職員数(人)	2.00	2.00	2.00	2.00
出前講座の実施	高校3年生を対象とした巣立ち教育の実施(1,267人)	直接実施	県					
多重債務者相談委託	多重債務者相談の民間委託	全部委託	県					

[事業の成果等]

事業の成果	消費者行政活性化基金を活用し、市町村の消費生活相談窓口の整備を行うとともに、「消費生活相談員養成研修」を実施し、消費者相談の人材育成・強化を図った。 また、各種マスコミを通して消費者相談窓口等の周知や、多重債務相談委託等を実施し、消費者被害の防止に努めている。						活動指標	指標名(単位)	事業の実績		最終目標	
									21年度	22年度	目標値	目標年度
									94.4	94.4	100.0	27
成果指標	指標名(単位)	達成度	20年度	21年度	22年度	23年度	最終達成(27年度)	評価	備考			
	消費生活センターを設置する市町村の割合(%)	目標値	5.6	5.6	5.6	16.7						
		実績値	5.6	5.6	5.6							
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%							

[県が実施する必要性]

検証の視点	検証結果	活動根拠	説明
国・市町村・民間団体との役割分担を踏まえ、県による実施が必要か	県による実施が必要	消費者基本法 消費者安全法	消費者基本法及び消費者安全法では、市町村が一次的な相談窓口として対応を行い、県は市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに対応すると規定されており、県による実施が必要である。

[実施方法の効率性]

検証の視点	検証結果	22年度までの主な効率化の取組状況	効率性指標		左の計算式
事業の簡素化、実施方法の見直し(業務の民間委託など)を図っているか	図っている(拡大困難)	・消費生活相談員養成研修講座はNPO法人に委託 ・多重債務者相談を民間委託	20年度	22年度	総コスト
			4,147 千円/%	16,580 千円/%	/
					成果指標の実績値

[総合評価]

方向性	現状維持	方向性の判断理由	市町村及び県による事業の実施が妥当であるため
改善計画等	<ul style="list-style-type: none"> 基金を活用した消費者行政活性化事業の実施期間を1年延長(実施期間：平成21～24年度) 23年度は、新たに2市において消費生活センター設置 24年度は、全市町村での消費者相談窓口整備に向けた取り組みを推進 		

事業名	悪質商法等被害防止対策事業	事業期間	平成 17 年度～平成 年度	上位の施策名	県民生活の安定と向上
				担当課・局・室名	県民生活・男女共同参画課

[目的、現状・課題]

目的	対象	消費者	現状・課題	商品やサービスの取引方法などの複雑化・多様化による消費者トラブルが増加し、その内容も価格や品質などの比較的単純なものから、サービス内容や契約などの複雑なものに移行している。
	意図	消費者被害を防止する		

[事業の実施状況]

(単位：千円)

活動名	活動内容	執行形態	事業主体	コスト				
				20年度	21年度	22年度	23(予算)	
広報・啓発活動 消費者行政関係法による調査等 ホームページによる情報提供 県・県警ほか関係機関との連携 九州・沖縄・山口各県との連携	啓発パンフレット等の作成及び配布(14,000部) 苦情・相談に基づく、事業者への立入調査等の実施(62回) 消費者庁が公表した悪質商法等情報の提供 情報交換及び行政指導・処分に向けた連携及び啓発 情報交換及び行政指導・処分に向けた連携	直接実施	県	総コスト	6,505	5,898	9,195	9,220
				事業費	1,505	898	1,195	1,220
				うち一般財源	1,505	898	1,195	1,220
				人件費	5,000	5,000	8,000	8,000
				職員数(人)	0.50	0.50	0.80	0.80

[事業の成果等]

事業の成果	立入調査等事業者指導回数の増加に伴い、事業者の法令遵守意識の向上が図られ、消費者からの相談件数が減少した。	活動指標	指標名(単位)		事業の実績		最終目標		
			21年度	22年度	目標値	目標年度			
			消費者行政関係法に基づく立入調査等(回)	45	62				
成果指標	指標名(単位)	達成度	20年度	21年度	22年度	23年度	最終達成(年度)	評価	備考
	消費者相談(件)	目標値	6,500	6,000	5,500	5,000		達成	
		実績値	5,374	4,752	4,379				
		達成率	121.0%	126.3%	125.6%				

[県が実施する必要性]

検証の視点	検証結果	活動根拠	説明
国・市町村・民間団体との役割分担を踏まえ、県による実施が必要か	県による実施が必要	特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	特定商取引法による悪質事業者への行政指導・行政処分、景品表示法による優良誤認等の表示に対する行政指導、指示処分等は、国や知事権限で実施するため。ただし、被害防止等の啓発活動等においては、既に実施しているとおり消費者団体等の民間団体等の協力は可能。

[実施方法の効率性]

検証の視点	検証結果	22年度までの主な効率化の取組状況	効率性指標		左の計算式
			20年度	22年度	
事業の簡素化、実施方法の見直し(業務の民間委託など)を図っているか	図れない(見直し困難)		1 千円/件	2 千円/件	総コスト / 成果指標の実績値

[総合評価]

方向性	現状維持	方向性の判断理由	県による事業の実施が必要であるため
改善計画等	<ul style="list-style-type: none"> 行政処分の強化 県外事業者による県内の消費者被害を防止 		

事業名	営業対策事業	事業期間	昭和 4 9 年度～平成 年度	上位の施策名	県民生活の安定と向上
				担当課・局・室名	食品安全・衛生課

[目的、現状・課題]

目的	対象	生活衛生関係施設の利用者	現状・課題	入浴施設や理美容所などの生活衛生関係施設の営業形態は多様化しており、新たな健康被害や苦情、感染症に対する迅速で的確な対応が求められている。
	意図	生活衛生関係施設の衛生水準が向上する		

[事業の実施状況]

(単位：千円)

活動名	活動内容	執行形態	事業主体	コスト				
				20年度	21年度	22年度	23(予算)	
ホームページ運営	(財)大分県生活衛生営業指導センターのホームページ運営費用に対する助成 相談室運営、営業相談指導、経営指導員指導 小企業等設備改善資金融資等指導及び情報化整備	直接補助	(財)大分県生活衛生営業指導センター	総コスト	18,439	19,228	18,928	18,039
営業指導事業費補助				事業費	17,439	18,228	17,928	17,039
				うち一般財源	9,121	9,910	9,110	8,721
				人件費	1,000	1,000	1,000	1,000
				職員数(人)	0.10	0.10	0.10	0.10

[事業の成果等]

事業の成果	情報発信委員会を開催し、ホームページ内の機能が改善、充実され、消費者等が情報検索を行いやすくなった。 営業施設の衛生水準の向上、経営の安定化を図ることができた。	活動指標	指標名(単位)		事業の実績		最終目標		
			21年度	22年度	目標値	目標年度			
			窓口相談の件数(件)	696	647				
成果指標	指標名(単位)	達成度	20年度	21年度	22年度	23年度	最終達成(年度)	評価	備考
	ホームページに掲載された生活衛生関係営業店舗数(店舗)	目標値	4,831	4,930	5,436	5,436		達成	
		実績値	4,930	5,436	5,436				
		達成率	102.0%	110.3%	100.0%				

[県が実施する必要性]

検証の視点	検証結果	活動根拠	説明
国・市町村・民間団体との役割分担を踏まえ、県による実施が必要か	民間団体による実施が妥当	生活衛生営業振興助成事業費補助金交付要綱、生活衛生営業指導事業費補助金交付要綱	過去の助成等を通じて生活衛生関係営業の振興及び衛生水準の向上につながる本事業は、一定の成果を得ており、23年度以降も生活衛生営業指導センターが運営していくことが妥当である。

[実施方法の効率性]

検証の視点	検証結果	22年度までの主な効率化の取組状況	効率性指標		左の計算式
事業の簡素化、実施方法の見直し(業務の民間委託など)を図っているか	図っている(拡大困難)	・(財)大分県生活衛生営業指導センターが主体となり実施	20年度	22年度	総コスト / 成果指標の実績値
			4 千円/店舗	3 千円/店舗	

[総合評価]

方向性	現状維持	方向性の判断理由	成果指標の目標値を達成しているため
改善計画等	<ul style="list-style-type: none"> 個々の店舗の営業広告ではなく、業界全体の振興につながる内容を掲載 最新の情報を提供し、ホームページアクセス数を確保 23年度から厚生労働省が事業評価制度を導入し、評価に応じて補助金を配分する予定であり、当該評価制度を参考に県としても評価指標を設定 		

事業名	動物管理施設緊急整備事業	事業期間	平成 21 年度～平成 23 年度	上位の施策名	県民生活の安定と向上
				担当課・局・室名	食品安全・衛生課

[目的、現状・課題]

目的	対象	県民	現状・課題	動物管理施設は昭和44年に設置され、施設が老朽化している。また、保健所に設置されている犬抑留所などは1～2週間程度飼養することが多く、休日の給水・給餌設備を充実させる必要がある。
	意図	動物愛護思想を高められる施設に改善する		

[事業の実施状況]

(単位：千円)

活動名	活動内容	執行形態	事業主体	コスト				
				20年度	21年度	22年度	23(予算)	
動物管理施設及び保健所犬抑留施設整備 災害時の被災動物救護対策	動物管理施設及び各保健所の抑留施設に自動給水・給餌施設等を計画的(3年を目処)に整備 災害時の被災動物救護について、大分県地域防災計画に盛り込むとともに、マニュアルを作成し、合わせて救護のための体制を整備	直接実施	県	総コスト		3,423	3,097	3,504
				事業費		2,423	2,097	2,504
				うち一般財源		2,423	2,097	2,504
				人件費		1,000	1,000	1,000
				職員数(人)		0.10	0.10	0.10

[事業の成果等]

事業の成果	本事業により、動物収容施設に自動給水・自動給餌施設の整備を行い、動物を適正に管理できる体制が確立した。大分県地域防災計画に「被災動物対策計画」の記載を行い、災害時の動物救護体制を整えた。	活動指標	指標名(単位)		事業の実績		最終目標		
			自動給水施設、自動給餌施設、譲渡子犬用ケージの数(か所)	40	32	目標値	目標年度		
成果指標	指標名(単位)	達成度	20年度	21年度	22年度	23年度	最終達成(23年度)	評価	備考
	自動給水施設、自動給餌施設、譲渡子犬用ケージの数(か所)	目標値		40	32	20	92	達成	成果指標の最終達成の数値(92)は21から23年度までの累計の数値
		実績値		40	32				
		達成率		100.0%	100.0%				

[県が実施する必要性]

検証の視点	検証結果	活動根拠	説明
国・市町村・民間団体との役割分担を踏まえ、県による実施が必要か	県による実施が必要	狂犬病予防法 動物の愛護及び管理に関する法律	犬の抑留は狂犬病予防法、犬及び猫の引き取りは動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、県が行うことと規定されている。

[実施方法の効率性]

検証の視点	検証結果	22年度までの主な効率化の取組状況	効率性指標		左の計算式
事業の簡素化、実施方法の見直し(業務の民間委託など)を図っているか	図れない(見直し困難)		21年度	22年度	総コスト
			86	97	／
			千円/か所	千円/か所	成果指標の実績値

[総合評価]

方向性	現状維持	方向性の判断理由	整備を計画的に行っているため
改善計画等			

事業名	動物愛護推進事業	事業期間	平成 18 年度～平成 29 年度	上位の施策名	県民生活の安定と向上
				担当課・局・室名	食品安全・衛生課

[目的、現状・課題]

目的	対象	県民	現状・課題	飼い主の動物愛護意識の希薄さなどを要因とする苦情・相談が保健所に寄せられている。
	意図	飼い主が動物を正しく飼えるようにする		

[事業の実施状況]

(単位：千円)

活動名	活動内容	執行形態	事業主体	コスト				
				20年度	21年度	22年度	23(予算)	
動物愛護推進員等活動支援	動物愛護推進員83人に対する研修及び動物愛護ボランティア活動に対する支援 大分市外での譲渡、アニマルアクティビティ活動(3回) 大分県動物管理所における譲渡会サポート(毎月2回)	全部委託	県	総コスト	7,200	7,000	7,100	7,100
				事業費	1,200	1,000	1,100	1,100
優良な飼い主とペット動物の育成	優良な飼い主とペット動物の育成 愛犬しつけ講習会開催(2回、127人・犬51頭参加) 糞放置防止啓発(3回)			うち一般財源	861	706	880	830
				人件費	6,000	6,000	6,000	6,000
				職員数(人)	0.60	0.60	0.60	0.60

[事業の成果等]

事業の成果	指標名(単位)	事業の実績		最終目標	
		21年度	22年度	目標値	目標年度
本事業により、動物終生飼育等の愛護思想普及活動を行う推進員や動物愛護ボランティアに対する支援を行うとともに、飼犬を正しく管理・飼育することを目的としたしつけ講習会を開催し、人と動物の正しい共生のあり方を啓発した。	動物愛護推進員養成数(累計)(人)	50	56	100	29

成果指標	指標名(単位)	達成度	20年度	21年度	22年度	23年度	最終達成(29年度)	評価	備考	
	動物愛護推進員養成数(累計)(人)	目標値		42	50	56	62			100
		実績値		68	72	83				
		達成率		161.9%	144.0%	148.2%				

[県が実施する必要性]

検証の視点	検証結果	活動根拠	説明
国・市町村・民間団体との役割分担を踏まえ、県による実施が必要か	県による実施が必要	動物の愛護及び管理に関する法律	20年度に施行した「大分県動物愛護管理推進計画」に定める基本目標に係る数値目標「犬・猫の処分頭数を半減させる」、「犬・猫の苦情・相談件数を半減させる」、「動物愛護推進員を100名にする」を達成するため、事業を推進する必要がある。

[実施方法の効率性]

検証の視点	検証結果	22年度までの主な効率化の取組状況	効率性指標		左の計算式
			20年度	22年度	
事業の簡素化、実施方法の見直し(業務の民間委託など)を図っているか	図っている(拡大困難)	・動物に関する知識が豊富で、取扱いに精通した獣医師で構成される(社)大分県獣医師会に委託	106千円/人	86千円/人	総コスト / 成果指標の実績値

[総合評価]

方向性	現状維持	方向性の判断理由	目標達成に向け引き続き事業が必要であるため
改善計画等			

事業名	狂犬病予防事業	事業期間	昭和 26 年度～平成 年度	上位の施策名	県民生活の安定と向上
				担当課・局・室名	食品安全・衛生課

[目的、現状・課題]

目的	対象	県民	現状・課題	狂犬病の発生・まん延を防止するために野犬・放浪犬をなくすこと。
	意図	狂犬病の発生や犬による危害の発生を防止する		

[事業の実施状況]

(単位：千円)

活動名	活動内容	執行形態	事業主体	コスト				
				20年度	21年度	22年度	23(予算)	
狂犬病予防	野犬、放浪犬の捕獲、抑留、返還、殺処分、焼却等を実施	直接実施	県	総コスト	106,971	106,218	106,768	107,907
				事業費	16,971	16,218	16,768	17,907
				うち一般財源	12,368	9,115	7,730	13,380
				人件費	90,000	90,000	90,000	90,000
				職員数(人)	9.00	9.00	9.00	9.00

[事業の成果等]

事業の成果	野犬、放浪犬を捕獲収容し、狂犬病の発生や犬による危害の防止を行った。	活動指標	指標名(単位)		事業の実績		最終目標	
			21年度	22年度	目標値	目標年度		
			犬の捕獲頭数(頭)	1,055	880			

成果指標	指標名(単位)	達成度	20年度	21年度	22年度	23年度	最終達成(年度)	評価	備考
	犬の捕獲頭数(頭)	目標値							目標値がないのは、野犬、放浪犬の捕獲数としているため
		実績値	1,049	1,055	880				
		達成率							

[県が実施する必要性]

検証の視点	検証結果	活動根拠	説明
国・市町村・民間団体との役割分担を踏まえ、県による実施が必要か	県による実施が必要	狂犬病予防法 大分県動物の愛護及び管理に関する条例	狂犬病予防法に基づいて実施している事業であり、犬の抑留は都道府県の職員で獣医師である者から任命される狂犬病予防員が行うよう規定されており、県による実施が必要である。

[実施方法の効率性]

検証の視点	検証結果	22年度までの主な効率化の取組状況	効率性指標		左の計算式 総コスト / 成果指標の実績値
			20年度	22年度	
			事業の簡素化、実施方法の見直し(業務の民間委託など)を図っているか	図れない(見直し困難)	

[総合評価]

方向性	現状維持	方向性の判断理由	継続して野犬・放浪犬の捕獲収容を行い狂犬病の発生や犬による危害を防止するため
改善計画等			